

## 保育の必要性とは

保護者のいずれもが保育をできない状況にある(下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している)ことを「保育の必要性がある」といいます。

| 保育を必要とする事由 | 保護者の状況  | 支給認定の期間(入園できる期間)  |
|------------|---|---|
| ① 就労       | 月48時間以上就労   | 就労が継続している期間(育児休業中は除く)   |
| ② 妊娠・出産    | 妊娠中であるか、または出産後間がない状態                              | 出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から出産後3か月を経過する日の月末まで   |
| ③ 疾病・障がい   | 保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合                         | 疾病等が回復するまで<br>入院・療養を要しなくなる月の月末まで(最長年度末まで)                                       |
| ④ 介護・看護    | 同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上) | 介護・看護の必要がなくなるまで(最長年度末まで)  |
| ⑤ 災害復旧     | 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっている場合                       | 災害の復旧が終了する月の末日まで(最長年度末まで)   |
| ⑥ 求職活動     | 就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合                      | 3ヵ月間 ▼注1)   |
| ⑦ 就学       | 保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上) | 在学・訓練期間中(就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)   |
| ⑧ 虐待・DV    | 児童虐待・DVを防止するために必要な場合                              | 必要と認められる期間  |
| ⑨ 育児休業     | すでに預かり保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ▼注2)           | 育児休業に係る子どもが満1歳になる月の前月末まで<br><br>(例)下の子の誕生日が令和5年10月25日の場合<br>⇒育児休業認定は令和6年9月30日まで |
| ⑩ その他      | 上記以外で保育を必要とする事情がある場合                              | 必要と認められる期間  |

※認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。

父母の認定事由が異なる場合は、有効期間のより短い方が認定の事由となります。

※認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

▼注1)1度の求職認定での期間は**最長3ヶ月**です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1度就労しその後再び、求職認定を受ける事も可能です。1年間に求職認定を取得できる期間は**6ヵ月**までです。

(例)求職認定①(4月～6月)→就労認定(7月～8月)→求職認定②(9月～11月) ※①+②=6ヵ月

▼注2)在園児以外の子の育児休業は、原則として新2号・新3号認定を受けることはできません。ただし、育児休業に入る前から預かり保育等を利用している場合に限り、下の子が満1歳を迎える前月末まで認定を受けられます。